公告

諸事項

工場財団

東京都中央区築地七丁目３番10―411号**ＮＳＫ株式会社**の茨城県神栖市太田字宝山603番地２神栖市宝山太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月19日

水戸地方法務局鹿嶋支局

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に愛媛県西条市ひうち８番地６ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社西条工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月19日

松山地方法務局西条支局

道路交通事業財団

周南市松保町７番９号**防長交通株式会社**の路線の表示：起点佐波郡右田村佐野330（佐野）終点吉敷郡小郡町大字下郷1.292（駅前）粁程16.5主たる経過地大道ほかの機械、機具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月19日　　山口地方法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成30年３月19日　　岡山地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　岡山地方検察庁　平成30年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成30年３月19日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成22年12月頃から平成28年５月18日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

小林恭二らが、無許可で貸金業を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（後記４⑴を参照）に振込入金させるなどの方法により、金銭の交付を受けた行為（後記４⑵を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　小林恭二らが元利金の返済を受領するために使用した普通預金口座（検察官が既に把握しているもの）。

金融機関名、口座名義人、口座番号の順に記載

津山信用金庫東支店　江田　和隆　0385523

⑵　主な犯行態様

ア　他の顧客からの紹介やいわゆる口コミで来た顧客に対して、月10パーセントの利息で金銭を貸し付ける（利息は原則として天引き）。

イ　顧客に借用書等を作成させ、これと引換えに現金を直接手渡しで交付するか、あるいは顧客が指定する口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　貸付期間は原則１か月で、この期間は利息を支払うことにより延長することができる。

エ　元本及び利息の返済（回収）は、顧客から直接現金を手渡しで受領するか、あるいは顧客に上記４⑴記載の預金口座に振込入金させる方法で受領する。

オ　預金口座への振込名義は、被告人らの指示により顧客自身の名前でなく、「エダカツタカ」、「エダ」などの名前が使われたケースもあった。

5　開始決定の時における給付資金の額

金241万8,000円

6　支給申請期間

平成30年３月19日から平成30年５月18日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　小林　恭二

⑵　裁判所名　広島高等裁判所岡山支部

⑶　裁判年月日　平成29年１月11日

⑷　確定年月日　平成29年１月26日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

小林恭二らは、共謀の上、無登録で貸金業を営んでいたものであるが、財産上の不正な利益を得る目的で犯した貸金業法違反の犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成26年３月25日から平成28年１月４日までの間、38回にわたり、被害者をして、小林が管理する津山信用金庫東支店に開設された江田和隆名義の普通預金口座に、小林が貸し付けた金銭の元本及び利息として現金合計215万8,500円を振込入金させた後、平成26年３月25日から平成28年１月４日までの間、28回にわたり、同口座から現金を引き出し、その現金のうち合計241万8,000円を小林が管理する津山信用金庫本店に開設された他人名義の普通預金口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒700―0807　岡山市北区南方１丁目８番１号

岡山地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号086―224―5651

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（岡山地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（岡山地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。